

# ○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の高齢者部分休業に関する条例

令和5年2月24日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する同法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業については、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年矢巾町条例第22号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。